

糸満市自立支援教育訓練給付金事業（ひとり親家庭）

●自立支援教育訓練給付金事業とは...

母子家庭の母または父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するために、対象教育訓練を受講し、終了した際に予算の範囲内において給付金を支給します。

●支給対象者

- ・児童扶養手当を受けているか、同様の所得水準にある者。
- ・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる者。
- ・過去に訓練給付金の支給を受けたことがない者。

●対象講座

- ・雇用保険法（ハローワーク）による「一般教育訓練給付金」対象指定講座

●支給額

- ・雇用保険法（ハローワーク）の規定による一般教育訓練給付金に係る教育訓練給付金の受給資格がない方

対象教育訓練のために支払った費用の 60%に相当する額
(上限 20 万円、1 万 2 千円以下は対象外)

- ・ハローワークによる一般教育訓練給付金受給資格のある方

上記の支給額から雇用保険法（ハローワーク）からの教育訓練給付金を差し引いた額
(1 万 2 千以下は対象外)

●対象経費

- 1) 入学科（入学金または登録料）
- 2) 受講料（受講に際して支払った費用、教科書代及び教材費（補助教材を含む））
- 3) 上記経費の消費税

※次の経費は対象外経費となります。

- (1) 検定試験の受講料
- (2) 受講にあたって必ずしも必要としない補助教材費
- (3) 教育訓練の補講費
- (4) 教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用
- (5) 学債などの将来受講生に現金還付が予定されている費用
- (6) 受講のための交通費及びパソコン等の機材等の購入費

●申請手続き（下記の2回の申請が必要です）

1. 対象指定講座申請

必ず、**受講開始前**に事前相談のうえ、対象講座指定申請書に必要書類を添付して申請してください。

〈必要書類〉

- ☐対象講座指定申請書 ☐世帯全員の戸籍謄本若しくは抄本
- ☐世帯全員の住民票 ☐児童扶養手当証書（写し）若しくは 母子家庭の母、及び父子家庭の父の前年（1～7月については前々年）の所得の額等証明書
- ☐パンフレットなど受講する養成機関に関する資料
- ☐教育訓練給付金支給要件回答票（ハローワークにて取得できます）

2. 支給申請（1と同じものは再提出の必要なし）

対象教育訓練の受講終了日から起算して30日以内に必要書類を添付して申請してください。

〈必要書類〉

- ☐支給申請書 ☐世帯全員の戸籍謄本若しくは抄本
- ☐世帯全員の住民票 ☐児童扶養手当証書（写し）若しくは 母子家庭の母、及び父子家庭の父の前年（1～7月については前々年）の所得の額等証明書
- ☐対象講座指定通知書 ☐教育訓練修了証明書 ☐領収書
- ☐ハローワークから一般教育訓練給付金が支給されている場合は、「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

●注意 支給対象者又は訓練給付金の支給を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、受給資格を喪失します。

- (1) 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき。
- (2) 訓練講座の受講を途中でやめたとき。
- (3) 本市外に転出したとき。

※ 受給資格を喪失したとき、または対象指定講座申請書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに届け出てください。

糸満市自立支援教育訓練給付金 申請の流れ

(1) 事前相談

市役所こども未来課窓口で受給要件の確認や就業や生活に関する今後の展望等の聞き取りを行います。

(2) 対象指定講座申請

対象指定講座申請書および必要書類を添付して提出していただきます。

(3) 審査会

申請書及び聞き取り内容をもとに、審査を行います。

(4) 講座指定

審査の結果を、対象講座指定通知書にて通知します。

(5) 講座受講

(6) 支給申請

支給申請書及び必要書類を添付して申請していただきます。(受講終了日から起算して 30 日以内)

(7) 支給決定

給付金決定通知書が送付されます。

(8) 給付金支給

申請している口座へ給付金が振り込まれます。

